

2020年2月14日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「融資相談窓口」の設置
および「特別支援融資」の取り扱いについて

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動等に直接的・間接的な影響を受けられた皆さまをご支援するため、2020年2月17日（月）より、「融資相談窓口」の設置と「特別支援融資」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

（1）融資相談窓口

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた法人のお客さま、個人事業主さまが対象となります。（当行とのお取引の有無は問いません）

1. 平日の店頭相談

相談窓口	受付時間
全店（ローンプラザ含む）	9：00～15：00※

※ローンプラザ受付時間 平日10：00～18：00

定休日 毎週水曜日、12/29～1/3、5/3～5/5

2. 平日営業時間中および時間外の電話相談

相談窓口	電話番号	受付時間
融資専用ダイヤル	043-306-8229	9：00～17：00
ダイレクトサービスセンター （日本ATM機にてお受けいたします）	0120-8789-56	17：00～21：00

3. 土日・祝日の店頭相談

相談窓口	電話番号	受付時間
柏ローンプラザ	04-7163-7272	10：00～17：00
千葉ローンプラザ	043-222-1361	
成田ローンプラザ	0476-24-7822	
船橋ローンプラザ	047-425-1187	

(2) 特別支援融資

商 品 名	α B A N Kビジネスローン
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた法人のお客さま
お 使 い み ち	運転資金・設備資金
ご 融 資 金 額	1億円まで
ご 融 資 期 間	5年以内
ご 融 資 利 率	変動金利 固定金利 α B A N Kビジネスローン所定利率より年▲0.1%
連 帯 保 証 人	法人代表者以外原則不要
担 保	原則必要ありません
お 取 扱 期 間	2020年2月17日(月)から2021年2月26日(金)まで

※上記の特別支援融資のほか、既存のお借り入れのご返済相談や、個人事業主さまのご融資相談も承っております。

(お申し込みの際は、当行所定の審査がございます)

以 上